

Economic Trends

経済関連レポート

給与所得控除が削られる不安

発表日：6月15日(水)

～2006年度個人所得課税の見直しの行方～

(No.N - 24)

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (外線：5221-5223)

2006年度税制改正の個人所得課税の見直しでは、給与所得控除の縮小が狙上に上がっている。それが実行された場合、控除の1/3が縮小されれば各所得階層で収入比+1.7～+2.5%の負担増、1/2の縮小で収入比+2.5～+3.8%の負担増が見込まれる。こうした給与所得控除の見直し論は、現状でのサラリーマンの給与所得控除が手厚すぎるといった批判を背景にしている。だが、果たしてそうした批判はフェアなのだろうか。

個人所得税課税の改革案

現在、政府税制調査会では2006年度税制改正で個人所得課税の抜本的な見直しを検討している。政府税調の報告は未だ原案段階であるが、各種報道に基づく、以下のような内容の見直しが骨子のようなのだ。

- ・ 給与所得控除の縮小
- ・ 配偶者控除の見直し
- ・ 特定扶養控除の廃止
- ・ 扶養控除の年齢制限の設定
- ・ 子育て支援を所得税の税額控除で実施
- ・ 所得税率と個人住民税率の変更

これらの項目の中で最も注目されるのは、「給与所得控除の縮小」である。直感的に給与所得控除が全廃されると、所得税の実質負担は相当に重くなるはずである。改革案では、さすがに全廃とは記されていないが、かなりの幅で縮小があり得るようだ。そこで、一定の仮定の下で、給与所得控除の縮小が我々の生活に与えるインパクトを具体的に示してみたい。

給与所得控除とは

まず、具体的なシミュレーションを行う前に、給与所得控除の枠組みについて述べておきたい。よく知られているように、「収入(給与)」と「所得」は異なる概念である。勤労者にとって、収入は必要経費を含んだグロスの受取りなのでネットで考えると、収入から必要経費を差し引いたもの、つまり所得が利益になる。企業が売上ではなく、売上-費用=利益に課税されているように、個人課税も収入-必要経費=所得が課税ベースになる。

しかし、サラリーマン(勤労者)の経費は、個々に計算されている訳ではなく、みなし経費の扱いになっている。実際の給与所得の控除計算では、年収65万円以下の方は100%、65万円超180万円以下の方は40%というように給与階層ごとに控除の適用額が異なっている(図表1)。

(図表1)現状における給与所得控除

収入	給与控除額	みなし経費	経費率
65万円以下	65万円(定額)	65万円	100%
65～180万円未満	収入×40%	26～72万円	40%
180～360万円	収入×30%+18万円	72～126万円	35～40%
360～660万円	収入×20%+54万円	126～186万円	28.2～35%
660～1,000万円	収入×10%+120万円	186～220万円	22～28.2%
1,000万円超	収入×5%+170万円	220万円～	22%以下

シミュレーション

目下の政府税調での議論は、前記の必要経費率が、サラリーマンに対する配慮として高すぎるので、縮小しようという流れになっている。今後の方向は、この必要経費の幅がいくらか引き下げられるかたちで、着地に向かっていくとみられる。そこで、控除縮小が実行されたときのシミュレーションとして、この必要経費率が一律に1/3が縮小された場合、1/2が縮小された場合のインパクトを定量化してみることにした(図表2、3)。

ここでの前提は、夫婦2人・子供1人(15歳以下)の世帯がモデルである。他の控除である配偶者控除・扶養者控除・住民税については今後の見直しを織り込まず、定率減税は考慮しないで試算している。その結果は、縮小が1/3であった場合、所得税・住民税は収入500万円の世帯で5.3%の負担率だったのが、+1.9%ポイント(+9.6万円)の増加、縮小が1/2であった場合、負担率の増加は+3.0%ポイント(+14.8万円)になると予想される。各収入階層を通してみると、縮小が1/3の場合は+1.7~2.5%ポイントの負担増、縮小が1/2の場合は+2.5~3.8%ポイントの負担増となっている。

給与所得控除は高すぎるか

給与所得控除を見直すという政府税調の方針は、給与所得控除の経費率が高すぎるという見解に基づいていた。確かに、給与所得に対して20~30%の経費率が水準として高すぎるという直感の高い印象を拭えない。しかし、経費率を家計調査における衣食住の負担率と比較してみると、必ずしも単純に「高すぎる」とは判断できないことがわかる。

すなわち、サラリーマンが自らの世帯を養うという再生産コストは、衣食住医のコストと見比べられるべきである。この4つがサラリーマンが給与を稼ぎ出すための基本的なコストであるという解釈である。そこで、2004年平均の家計調査・勤労者標準世帯のデータを使用し、食料、衣料、住居、そして医療費の4費目を合計することで、広義の衣食住医コストを求め、その負担率を勤め先収入と対比してみた。そうすると、衣食住医コストの負担率は全世帯平均で24.3%であり、各所得階層別に対比しても、現状での必要経費率とはそれほど乖離がなかった(図表4)。

(図表2)給与所得控除の縮小に伴う税負担率の上昇

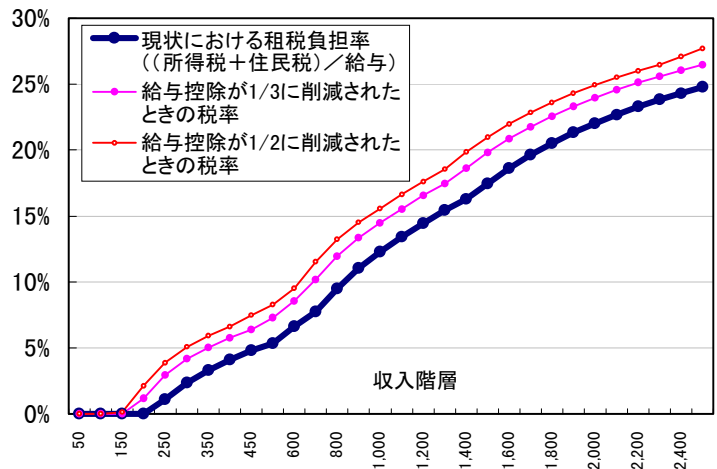
単位:万円

A 収入	B		①			②		
	所得税+住民税	負担率(B/A)	控除見直し(1/3縮小)	負担増	負担率増加	控除見直し(1/2縮小)	負担増	負担率増加
400	16.4	4.1%	23.1	6.7	1.7%	26.5	10.1	2.5%
500	26.6	5.3%	36.3	9.6	1.9%	41.4	14.8	3.0%
600	39.7	6.6%	51.3	11.6	1.9%	57.1	17.4	2.9%
700	54.1	7.7%	71.4	17.3	2.5%	80.9	26.8	3.8%
800	75.8	9.5%	95.8	20.0	2.5%	105.8	30.0	3.8%
900	99.3	11.0%	120.3	21.0	2.3%	130.8	31.5	3.5%
1,000	122.7	12.3%	144.7	22.0	2.2%	155.7	33.0	3.3%
1,500	262.0	17.5%	297.2	35.1	2.3%	314.7	52.7	3.5%
2,000	440.8	22.0%	479.5	38.7	1.9%	498.8	58.1	2.9%

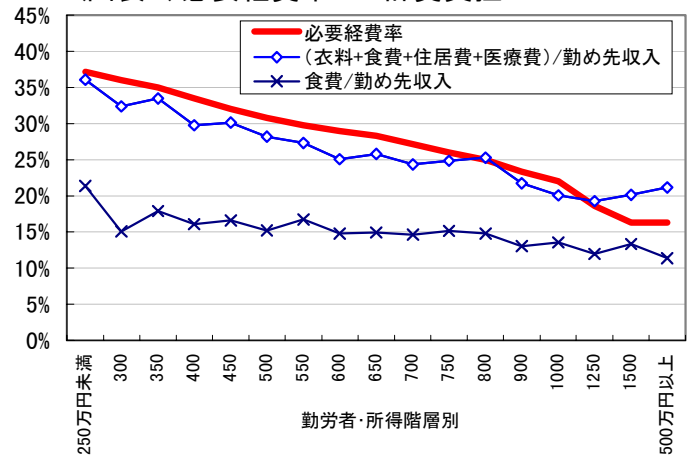
注:世帯の家族構成は世帯主・夫と専業主婦、15歳以下の子供1人が前提。

収入-給与所得控除-基礎控除-配偶者控除-扶養控除-社会保険料控除=課税所得、を想定して試算。

(図表3)給与所得控除が削減されたときの負担率



(図表4)必要経費率と生計費負担



筆者自身、20～30%の経費率が直感的には高い印象があったが、サラリーマン自身が自らの世帯を維持するコストに還元して経費率を相対評価すると、現行の経費率自体にはむしろ合理性があることがわかった。

フェアな控除廃止

政府税調が提起した諸控除の廃止は、所得税の担税力が最低課税限度の上昇に伴って弱体化しているという問題意識を背景にしている。同時に、最低課税限度が上昇したと連動して、課税対象者の適用税率が低くなっていることも問題視されている。例えば、所得税の限界税率の適用割合は、10%の適用を受けている人数が約8割、20%の適用が15%程度、30%の適用が3%程度、37%の適用が1%未満と、圧倒的に限界税率10%のクラスターに集中している。こうした偏りも、担税力を低下させる一因になっている。政府税調は、ここ数年、こうした状況を修復するために、あらゆる控除を縮小・廃止する方向で動いている。

筆者も、所得税の担税力が低下していることへの問題意識を共有するが、その見直しが「取れるところから取る」という流儀で、公正さを欠いたものにならないかどうかは繰り返し吟味される必要があると考える。サラリーマン世帯の消費支出の割合(消費支出/勤め先収入・家計調査2004年の標準世帯)が約65%であることを勘案すると、給与所得控除縮小(1/3～1/2の削減)で2～3%税負担が上昇したならば、サラリーマン世帯だけが、消費税率が3.0～4.6%上昇したと同じインパクトを受けることになる。今回、政府税調は子育て支援を打ち出すものの、さらに配偶者控除・特定扶養控除の縮小・廃止を検討している。そもそも、配偶者控除には、勤労者が受けている基礎控除を、専業主婦がもしも働いていれば受けられたはずの控除の恩恵を世帯単位で共有するという意味がある。特別扶養控除は、教育支出の高まる16～23歳未満の子育てを間接的に支援している。こうした措置は、他の優遇措置と比して、果たしてフェアがどうかは慎重な検討が求められる。

何よりも、給与所得控除が縮小されることは、自営業者などに比して、サラリーマンが不利に置かれるという状況を助長することになりはしないか。1989年の消費税導入以来、サラリーマンと自営業者の間にはクロヨンという税捕捉の格差問題があり、サラリーマンは相対的に不公正な立場に置かれているという批判がくすぶり続けている。今ここで給与所得控除を縮小すれば、サラリーマンの課税範囲が広がり、クロヨンの環境はますます歪むだろう。自営業者は、事業所得を得る段階で、経費支出が認められ、給与を受けるときにさらに給与所得控除を得られるという手厚い控除が受けられるという指摘もある。まずは、事業所得を含めて税の捕捉をガラス張りにする手当の方が優先されるのではないか。

こうした観点から、政府税調の諸控除廃止は公正さを重視した議論が期待される。